組合ニュース



2023.9

組合からの要望が通り、農学府では空調設備、換気扇、ロスナイなどの修繕費が共通予算から支払われることになりました。

3月28日に行われた団体交渉で「空調設備が組み込まれていない研究棟における研究室・実験室等の空調設備等については本部経費もしくは学部共通経費で設置・修繕すること」を要求しました。これを受けて、農学府では「改修工事が実施されておらず、設備が個々に設置されている棟(新4号館、7号館、8号館)における空調設備、換気扇、ロスナイなどの修繕費は完全に機能しなくなった場合(スイッチを押しても作動しない状態)に限り、共通的予算(上限あり)にて負担する」こととなりました。今後、工学府についても同様に求めてまいります。

9月1日(金)団体交渉を行いました。

1. 休日の振替について

職員組合が行った職員アンケート(令和5年4~5月実施)によると、教職員が授業や入試のために休日出勤したにもかかわらず、その後の1週間以内に休暇を取得できなかった教職員が相当数にのぼることが判明した。このことは、東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第7条および第10条が適切に運用されていないことが明白である。規程と乖離した運用が続けられている実態は、大きな問題である。就業規則や関連規程の改正も含めた速やかな事態の改善を要求する。

【回答の要点】

休日出勤をした場合、労働基準法が規定する一週間の法定労働時間を超えてしまうため、一週間以内に休日の振り替えを行うことが推奨され、規則として運用している。やむを得ない場合は、8週間以内に代休を取ることもできるという規定になっており、代休が取得されている実績もある。代休が取りにくいという状況や研究室など個別の事情であり、規則としては問題ない。

組合より提示された、1)前後4週で振替休日の取得を可能としている大学があること、2)労基法32条の2で、労使協定により一箇月以内の一定期の期間を平均し、一週間当たりの労働時間を超えない定めとした場合には構わないとされている、ことについて把握しておらず、振替の休暇を取れる期間を緩和することについて労基法上問題がないか精査し、前向き検討する。

2. 技術職員の給与について

本年度より、技術長による人事評価および管理職手当の支給が開始されたことに対して感謝申し上げる。

しかしながら、技術職員と事務職員との差異は続いており、5級以上の技術職員は1名(3.0%)、事務職員は25名(14.7%)である。(2022年12月現在)過去に「職員の給与格付けは、組織規模及び役職数に応じたものとなっており、見直すにあたっては組織の将来構想及び人事戦略の観点からも検討する必要があるため、検討には時間を必要とします」(2022.4.22付)との回答を得たが、その後の進捗はどのようになっているか? 技術職員の高年齢化を鑑み、早急な検討・対応を要求する。

【回答の要点】

今年度より技術長に対して管理職手当の支給を行う制度改革を行った。2023年4月1日に遡って、新たに2名の技術職員が5級に昇格し、現在合計3名(技術職員全体の9%)の技術職員が5級以上となっている。事務職員の14.7%に追随しており、今後も引き続いて、農工の技術部の組織の将来行動等を踏まえて、管理職手当の支給を進めていきたい。

3. 事務職員および技術職員の退職年齢の引き上げについて

今年度末から実施される事務職員および技術職員の退職年齢の引き上げについては、現時点においても制度の詳細が決定されず、該当職員にも十分な説明がなされない事態が続いている。退職年齢や退職後の処遇については、職員のライフシフト設計に多大な影響を及ぼすものであり、早急な対応が必要である。速やかに本制度の仕組みを確定させ、職員に対し丁寧な説明を実施し、該当職員の不利益にならないよう本人の意向を最大限尊重することを要求する。

【回答の要点】

定年の引き上げについて、2年で1歳引き上げ、10年後に65歳とすることとして、6月10日に全体説明会を行った。ホームページで資料などもアップし、今年度の該当者には秋ごろに意向調査を行うことにしている。役職定年の問題など、細部で決まっていないことがあることは事実であり、引続き検討、周知を行う。

4. 教員の労働環境の改善について

研究室に配属された学部学生・大学院生に世界最先端の高度な研究内容を教育するための運営費交付金が年々減額され、教員の運営費交付金の赤字の原因となっている。本学の研究と教育の質を担保するために、運営費交付金の増額は不可欠であり、教員に配分される運営費交付金の大幅な増額を要求する。さらに、外部資金の獲得状況に左右されることなく安定した研究活動が継続するために、外部資金が獲得できた年度には運営費交付金の次年度への繰越しを増額できるようにすることを要求する。

【回答の要点】

残念ながら大学に配分される運営交付金が減額されている。また、国立大学法人の運営費交付金は次年度に繰り越しできないが、部局の対応として融通している。農学部の5万円についても、運営費交付金として残しているわけではないので、次年度の部局の運営に影響を及ぼさない範囲で限度額を決めている。部局長への助言はできるが、最終的には部局の判断となる。

5. 非常勤職員の傷病(病気)休暇の有給化について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)罹患にともなう出勤自粛による不利益が生じないように、 非常勤職員の傷病休暇を常勤職員の病気休暇と同一にすることを要求する。

【回答の要点】

3日を超える傷病休暇については、傷病手当給付金の請求ができるので活用してもらいたい。プロジェクトによっては、傷病休暇を有給化することができない契約もある。雇用財源の違いがあり、非常勤職員の傷病休暇の有給化を一律大学が負担するということも難しい。有給にしている大学もあるが、その分は、他の支出を削って予算を捻出しなければならない。

休暇理由すべてを把握できるわけではないが、診断書が提出される数や、大学として許容できる範囲などについて実態を把握する。

問い合わせ:東京農工大学職員組合

府中支部 内線5797 (火・木 9:30~14:30) 小金井支部 内線7202 (水・金 9:30~14:30)

E-mail: kumiaif@cc.tuat.ac.jp

URL: http://web.tuat.ac.jp/~kumiai/ Twitter:twitter.com/TUAT_union

